

## 統計法施行令の一部を改正する政令案の概要について

### 1. 改正の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計の作成を目的とする法第 2 条第 6 項の基幹統計調査の実施に当たっては、法第 16 条の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。この規定を受け、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）別表第三において、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計の作成を目的とする基幹統計調査（以下「学校教員統計調査」という。）の実施に当たって、都道府県及び市町村の教育委員会が行う事務について規定している。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の改正を受けて、学校教員統計調査の調査対象に「幼保連携型認定こども園」を追加することに伴い、令別表第三における学校の定義に「幼保連携型認定こども園」を追加するものである。

なお、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項第 6 号の規定に該当することから、意見公募手続は行わない。

### 2. スケジュール

閣議日：平成 28 年 4 月 15 日（金）

施行日：公布の日

#### <参考> 本改正を受けた調査変更の内容

※学校教員統計調査は以下 3 種類の調査票で構成されている

- ①学校調査票：性別、年齢別、職名別本務教員数等を把握
- ②教員個人調査票（10 種）：教員免許状の種類、担任の状況、週担当授業時数等を把握
- ③教員異動調査票（2 種）：採用・転入・離職の別等を把握

○教員個人調査票について、幼保連携型認定こども園に係る調査票を新設

○教員異動調査票で把握する調査対象に、幼保連携型認定こども園を追加